

安城市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月23日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 大屋 明 仁

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象

教育部所管の小学校及び中学校のうち、錦町小学校、高棚小学校、志貴小学校、祥南小学校、桜町小学校、安城北中学校及び安祥中学校

第3 監査の期間

令和8年1月16日から3月19日まで

第4 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、教育委員会から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査するとともに、各学校に出向いて学校関係職員から説明を聴取し、施設の管理状況の現地調査を実施した。

第5 監査の方針

令和7年12月末日までの令和7年度の配分予算の執行、現金の出納管理、備品の管理保管及び施設の維持管理が良好に行われているかについて監査した。

第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。